令和８年度　葛飾区
居宅訪問型保育事業者（個人）　集団指導
～第３部　不適切保育・事故防止編～

子育て支援部子育て施設支援課

指導検査係

１　利用児の人権に配慮した保育内容

社会的責任と保育の方法

◆ 保育所の社会的責任

保育所は、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

厚生労働省　保育所保育指針

◆ より良い保育に向けて

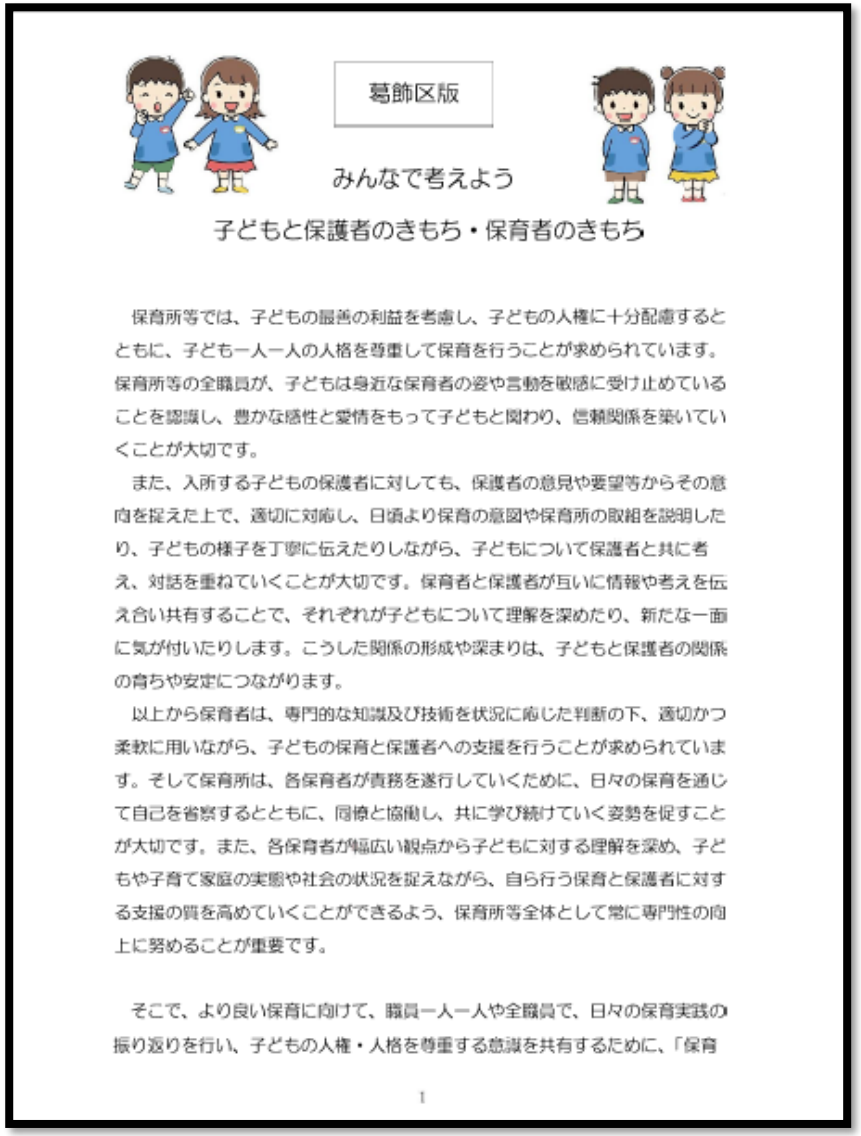
日々の保育実践の振り返りを行うことが大切

葛飾区HP（ページ番号：1032967）

「葛飾区版　みんなで考えよう子どもと保護者のきもち・保育者のきもち」

不適切と考えられる関わり

- 子どもの一人一人の人格を尊重しない関わり
- 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な声掛け
- 罰を与える・乱暴な関わり
- 子ども一人一人の育ちや家庭環境を配慮しない関わり
- 差別的な関わり



葛飾区版

みんなで考えよう

子どもと保護者のきもち・保育者のきもち

保育所等では、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行うことが求められています。保育所等の全職員が、子どもは身近な保育者の姿や言動を敏感に受け止めていることを認識し、豊かな感性と愛情をもって子どもと関わり、信頼関係を築いていくことが大切です。

また、入所する子どもの保護者に対しても、保護者の意見や要望等からその意向を捉えた上で、適切に対応し、日頃より保育の意図や保育所の取組を説明したり、子どもの様子を丁寧に伝えたりしながら、子どもについて保護者と共に考え、対話を重ねていくことが大切です。保育者と保護者が互いに情報や考えを伝え合い共有することで、それぞれが子どもについて理解を深めたり、新たな一面に気が付いたりします。こうした関係の形成や深まりは、子どもと保護者の関係の育ちや安定につながります。

以上から保育者は、専門的な知識及び技術を状況に応じた判断の下、適切かつ柔軟に用いながら、子どもの保育と保護者への支援を行うことが求められています。そして保育所は、各保育者が責務を遂行していくために、日々の保育を通じて自己を省察するとともに、同僚と協働し、共に学び続けていく姿勢を促すことが大切です。また、各保育者が幅広い観点から子どもに対する理解を深め、子どもや子育て家庭の実態や社会の状況を捉えながら、自ら行う保育と保護者に対する支援の質を高めていくことができるよう、保育所等全体として常に専門性の向上に努めることが重要です。

そこで、より良い保育に向けて、職員一人一人や全職員で、日々の保育実践の振り返りを行い、子どもの人権・人格を尊重する意識を共有するために、「保育

「子どもの自尊心を傷つける関わり」

例：排泄の失敗を責める声掛け
　「またおもらししちゃったの？」等、子どもの失敗を執拗に責めるような声掛け



　排泄の失敗では「着替えをしたら気持ちよくなるからね。」と声掛けをする等、失敗してしまった子どもの羞恥心や傷ついた気持ちに配慮した声掛けをし対応する。

「子どもの気持ちを無視する」

例：子どもが話しかけてきた際に「今忙しいから後にして」と言い、その後、子どもの話を聞くのを忘れる。



話しかけてきた子どもの気持ちを考えず、無視することがないように、子どもが話そうとしたときは、できるだけ耳を傾ける。

すぐに対応できない場合でも、必ず後で「すぐに聞けなくてごめんね」と聞くようにする。

２　事故防止

乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止（Sudden Infant Death Syndrome ： SIDS ）

- 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。
- 乳幼児のそばを離れない。
- 乳幼児を寝かせる時は、仰向け寝を徹底する。
 - １歳児以上でも、子どもの家庭での生活や就寝時間、発達の状況等一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、子どもの安全確認をきめ細かく行う。
- 保護者との緊密なコミュニケーションを取る。
 - 家庭での子どもの様子、睡眠時の癖、体調等を保護者から聞き取る。
 - **預かり始めの時期や体調不良明けは特に注意**して聞き取る。

◆ 睡眠時のチェックをきめ細やかに行い、記録する。

チェック項目
乳幼児の寝つきや睡眠中の姿勢・顔色・呼吸の状態・体温

- ０歳児は5分に１回、１～２歳児は10分に１回の間隔が望ましい。
- 預かり始めの時期は特に注意してチェックする。
- 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックする。
- 乳幼児の体に触れて、体温や発汗等の確認をする。

◆ その他の睡眠中の事故

➢ 窒息事故の軽減方法

①やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。

②ヒモ、またはヒモ状（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）のものを置かない。

③口の中に異物がないか確認する。

④ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。

こども家庭庁・文部科学省　事務連絡（令和7年3月12日）
新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について

乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

◆「東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会報告書」

➢個人で長く運営し、繰り返し改善指導が行われていた認可外保育施設で発生した午睡時の死亡事故について（令和２年３月26日公表）

【事例の概要】

平成30年10月３日の昼間、練馬区内の認可外保育施設（ベビーホテル）で発生したもので、事故に遭われた児童は、６か月の男児。保育従事者が、当該児にミルクを飲ませて寝かしつけ、ベビーベッドに移した後、しばらくして確認に行ったところ、異常が認められたため、救急搬送されたが、その後死亡が確認された。

食事中の事故防止

◆ 食事中の事故防止策

① 家庭で食べたことのない食材は、シッティング中に食べないよう家庭と連携して食材の確認を行う。

② 授乳は抱いて飲ませ、飲み終わったらげっぷをさせる。

③ 子どもの年齢、月齢に合わせた食材の大きさ、硬さに配慮する。

食事中の事故防止

◆ 食事介助をする際に注意すべきポイント

① ゆっくり、落ち着いて食べることができるよう、子どもの意思にあったタイミングで与える。

② 子どもの口に合った量で与える。（1回で多くの量を詰めすぎない）

③ 食べ物を飲み込んだことを確認する。（口の中に残っていないか注意する）

④ 汁物などの水分を適切に与える。

⑤ 食事の提供中に驚かせない。

⑥ 食事中に眠くなっていないか注意する。

⑦ 正しく座っているか注意する。

こども家庭庁HP（平成28年３月）
「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

食事中の事故防止

イ　食事中

（ア）ゆっくり落ち着いて食べることができるようこどもの意志に合ったタイミングで与える。

（イ）こどもの口に合った量で与える（１回で多くの量を詰めすぎない。）。

（ウ）食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する。）。

（エ）汁物などの水分を適切に与える。

（オ）食事の提供中に驚かせない。

（カ）食事中に眠くなっていないか注意する。

（キ）正しく座っているか注意する。

【補足事項】

教育・保育施設等においては、これまでにも、りんごやパン、ぶどうなどを食べたこどもの死亡事故等が発生している。昨年度は、すりおろしたりんごを食べたこどもの事故、今年度は、焼き肉風炒め物等を食べたこどもの事故が発生している。こどもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をすること。

特にりんごは、咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすいため、（離乳食）完了期までは、やわらかくなるまで加熱して提供すること。

また、令和６年度調査研究により、誤嚥事故防止のための各種啓発資料を作成したので、施設・事業者等において活用されたい。

【出典】こども家庭庁・文部科学省　事務連絡（令和7年3月12日）

新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について

食事中の事故防止

- 島根県松江市の死亡事故例：令和２年２月（認定こども園）

 ４歳児が、節分の行事中に豆を喉に詰まらせて死亡

- 愛知県の死亡事故例：令和３年６月（認可外保育施設）

 １歳児が、お昼の時間帯にパンを喉に詰まらせて死亡

 ※令和４年３月「愛知県認可外保育施設等における重大事故に関する検証委員会」によるとパンの誤嚥による窒息の可能性が高いとされている。

- 鹿児島県姶良市の死亡事故例：令和５年４月（認可保育所）

 0歳児が、午後のおやつ中にすりおろしりんごを食べた後、意識不明となり、その後死亡
 ※令和6年3月「教育・保育施設等における重大事故再発防止のための事故検証委員会報告書」によると、本児の死因が、①気管内異物による窒息に起因した多臓器不全という診断であること、②「容体急変に至る直前に摂取したりんごが、窒息の原因となった可能性が高い」と考えられ、りんごを誤嚥して窒息状態になったという仮定のうえで検証が進められている。

こども家庭庁HP
教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証

保育の環境設定

- 窒息の可能性のある物が保育環境下に置かれていないか等について、点検を行う。
 - 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の物については、乳幼児の手に触れない場所にあるか確認する。
 - 手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用するとともに、その乳幼児の行動に合わせたものを与える。
 - 乳幼児の誤飲につながる物は髪ゴムの飾り、キーホルダー、マグネット、ビー玉や石等がある。

こども家庭庁HP（平成28年３月）
「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

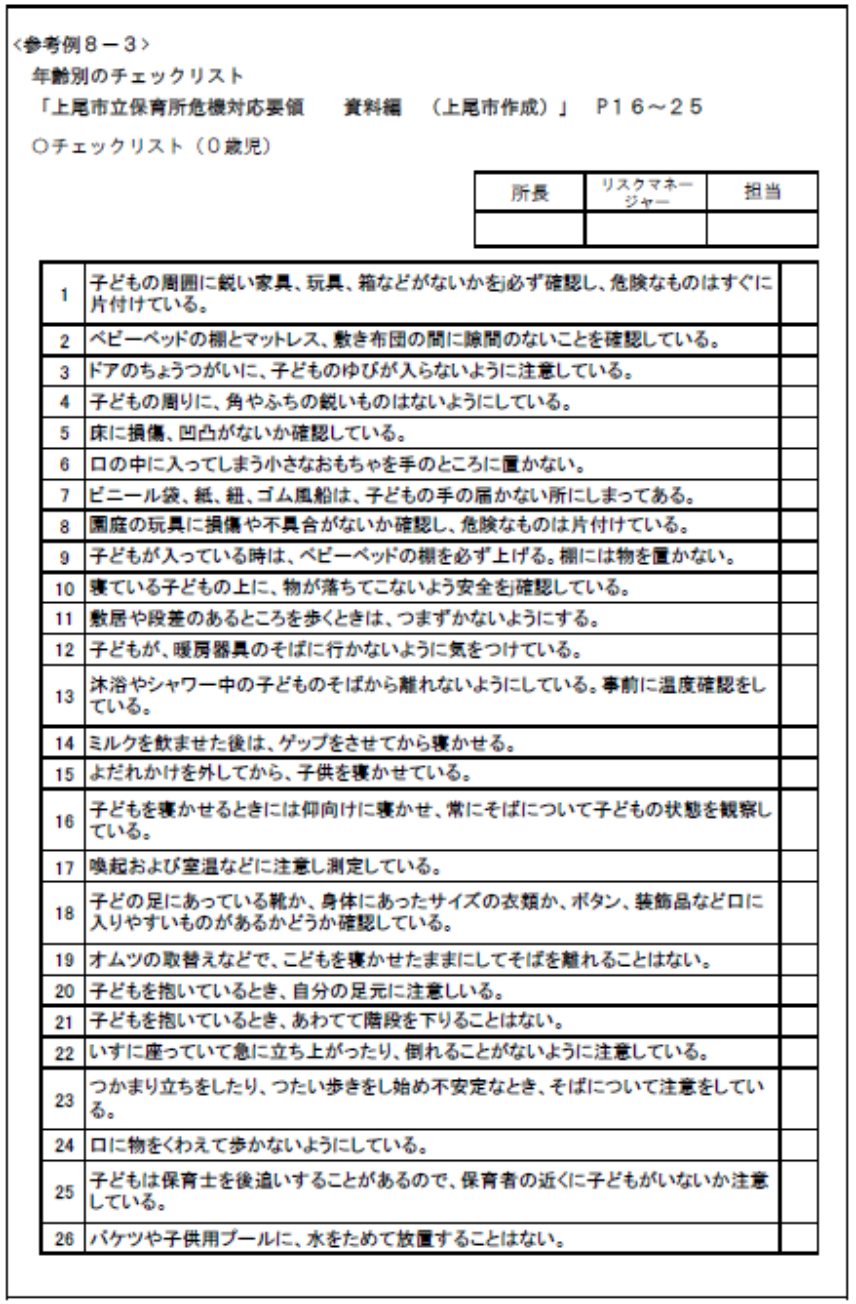
保育の環境設定

◆保育環境の安全チェックリストの活用

- 窒息の可能性のある玩具などが保育環境下に置かれていないか等定期的に点検を行う。

◆ 窒息の危険性がある玩具や、これまでに窒息事例がある物と類似の形状の物については、保護者と協力し、誤飲防止に努めることが重要である。

【出典】こども家庭庁HP（平成28年３月）
「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」P44から



〈参考例８－３〉
年齢別のチェックリスト
「上尾市立保育所危機対応要領　資料編　（上尾市作成）」　Ｐ１６～２５
○チェックリスト（０歳児）

所長	リスクマネージャー	担当

1	子どもの周囲に鋭い家具、玩具、箱などがないかを必ず確認し、危険なものはすぐに片付けている。	
2	ベビーベッドの柵とマットレス、敷き布団の間に隙間のないことを確認している。	
3	ドアのちょうつがいに、子どものゆびが入らないように注意している。	
4	子どもの周りに、角やふちの鋭いものはないようにしている。	
5	床に損傷、凹凸がないか確認している。	
6	口の中に入ってしまう小さなおもちゃを手のところに置かない。	
7	ビニール袋、紙、紐、ゴム風船は、子どもの手の届かない所にしまってある。	
8	園庭の玩具に損傷や不具合がないか確認し、危険なものは片付けている。	
9	子どもが入っている時は、ベビーベッドの柵を必ず上げる。柵には物を置かない。	
10	寝ている子どもの上に、物が落ちてこないよう安全を確認している。	
11	敷居や段差のあるところを歩くときは、つまずかないようにする。	
12	子どもが、暖房器具のそばに行かないように気をつけている。	
13	沐浴やシャワー中の子どものそばから離れないようにしている。事前に温度確認をしている。	
14	ミルクを飲ませた後は、ゲップをさせてから寝かせる。	
15	よだれかけを外してから、子供を寝かせている。	
16	子どもを寝かせるときには仰向けに寝かせ、常にそばについて子どもの状態を観察している。	
17	喚起および室温などに注意し測定している。	
18	子どの足にあっている靴か、身体にあったサイズの衣類か、ボタン、装飾品など口に入りやすいものがあるかどうか確認している。	
19	オムツの取替えなどで、こどもを寝かせたままにしてそばを離れることはない。	
20	子どもを抱いているとき、自分の足元に注意しいる。	
21	子どもを抱いているとき、あわてて階段を下りることはない。	
22	いすに座っていて急に立ち上がったり、倒れることがないように注意している。	
23	つかまり立ちをしたり、つたい歩きをし始め不安定なとき、そばについて注意をしている。	
24	口に物をくわえて歩かないようにしている。	
25	子どもは保育士を後追いすることがあるので、保育者の近くに子どもがいないか注意している。	
26	バケツや子供用プールに、水をためて放置することはない。	

３　事故報告

事故報告について

◆事故の発生及び再発防止の努力義務化や、事故が発生した場合における都道府県（葛飾区）への報告が義務化

◆報告の対象となる重大事故の範囲

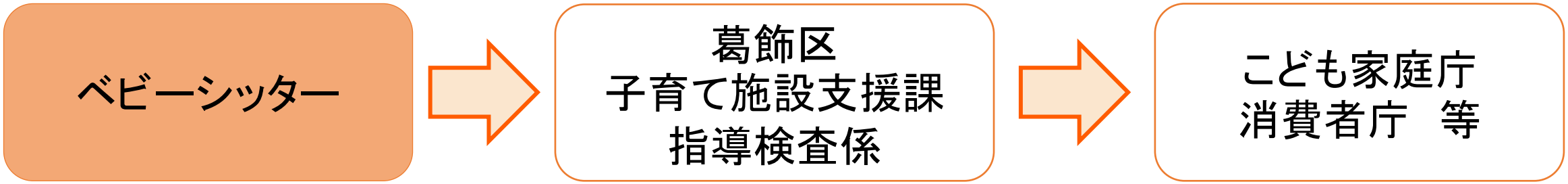
- ○ 死亡事故
- ○ **意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）**
- ○ 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故
- ○ **自動車への置き去り事故**
- ○ その他、重篤な事故に直結するような事件・事故等

※ 意識不明（人工呼吸をつける、ICUに入る等）の事故については、その後の経過に関わらず事案が生じた段階で報告すること

事故報告の流れ

◆第１報：原則事故発生当日（遅くともその翌日）

◆第２報：原則事故発生から１か月以内



ベビーシッターからの報告を受け、葛飾区から関係機関へ報告します。

今後の流れ

1 事業者

○自己点検報告（LoGoフォーム）
令和8年12月11日（金）まで
○提出資料一覧の資料（LoGoフォーム、郵送、持参）
令和8年12月11日（金）必着

2 区

自己点検報告及び提出資料等の内容について確認した後、集団指導の結果について通知いたします。
（令和9年1月以降を予定）

3 事業者

結果通知に改善を要する事項（指摘）がある場合は**改善状況報告書**の提出を依頼いたします。

【提出先】
★LoGoフォーム

【郵送または持参の場合】
〒124-8555
東京都葛飾区立石5－13－1
葛飾区子育て支援部子育て施設支援課
指導検査係 宛
（葛飾区総合庁舎7階　708会議室）

ご清聴ありがとうございました。